

令和8年度 第三次千曲市環境基本計画策定支援業務委託

仕様書

1. 委託業務名 令和8年度 第三次千曲市環境基本計画策定支援業務委託

2. 業務目的

千曲市環境基本条例（以下「環境条例」という。）第8条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に「千曲市環境基本計画」を策定、平成28年に第二次千曲市環境基本計画（以下、「現行計画」という。）を策定した。

令和9年度以降、本市の環境像とその実現に向けた取り組みの方向性を示すため、国内外の社会経済情勢や法制度、市民意識の変化など、時代に合った環境行政が求められていることから、令和9年度から令和18年度の10年間における環境保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策を計画的に推進するため必要な事項を定めた「第三次千曲市環境基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

また本計画では、既に現行計画に包含している地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定を行うとともに、新たに生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略（新規）及び、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画（新規）を策定し、これらを包含したものとする。

3. 履行期間 契約締結日から令和9年3月26日（金）

4. 計画策定の基本方針

- (1) 現行計画の評価も踏まえつつ、千曲市（以下、「市」という。）における現在の環境状況等の分析結果や社会情勢の変化等を踏まえた計画を策定する。
- (2) 国や県の関連する計画の内容を勘案しつつ、市の特性に合わせた計画にする。
- (3) 令和8年度に策定予定の「第四次千曲市総合計画」との整合を図りつつ、市の関連計画の環境関連施策とも整合・連携させた計画とする。
- (4) 施策等の推進にあたっては、市だけでなく、市民、事業者等が共創・共働しながら共通の目標に向かって行動していく必要があることを踏まえる。
- (5) 施策の進行管理手法については、分かりやすく把握しやすい指標を用いるなど、点検・評価・改善が行いやすいものにする。

5. 業務内容

(1) 計画準備

業務の実施に当たり、円滑かつ能率的、効果的に業務を進めるため、業務実施方針や体制、スケジュール等を検討し、業務実施計画書を作成する。

(2) 前提条件の整理と基本的事項の提示

計画策定の前提とするため、現行計画の概要や進捗状況を把握し統括する。また、計画策定の背景や目的、期間、位置づけや、計画策定にあたっての課題、策定趣旨、策定方針を提示する。さらに、改定又は新たに策定した複数計画を統合する本計画であることを踏まえ、計画の構成案、策定までの詳細スケジュールを作成する。

(3) 基礎調査

計画策定の前提となる各種データを取得整理し、市の環境政策上の課題を抽出し、下記計画の素案を作成する。

ア 環境基本計画 【改定】

- ① 社会・環境の動向と市の現況分析の整理
- ② 関係法令や国際情勢、国・県の動向調査

イ 地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）【改定】

- ① 地球温暖化対策の動向と現況分析の整理
- ② 温室効果ガス排出量の増減分析及び将来推計
- ③ 市域内・市役所内の温室効果ガスや再エネ導入状況に関する状況分析
- ④ 関係法令や国際情勢、国・県の動向調査

ウ 生物多様性地域戦略 【新規】

- ① 市内の生物多様性に関する情報の整理
- ② 関係法令や国際情勢、国県の動向調査

エ 地域気候変動適応計画 【新規】

- ① 市における気候情報の整理及び分析
- ② 行政機関から発出される気候変動予測に関する情報収集と将来の影響の整理

(4) 計画骨子の作成

環境条例の基本理念や上記(1)～(3)の結果を踏まえ、目指すべき将来像や目標、施策体系、分野別の目標等を含めた計画骨子とすること。また、目標達成に向けた分野別の基本的施策についても、市民、事業者、市等の役割も踏まえた内容とすること。その際、本計画に包含する各計画に必須とされている項目を含むこととすること。

(5) 進行管理方策の提案

計画の進行管理体制や点検・評価方法等を合理的なものとなるよう提案すること。目標の達成状況を把握するための指標は可能な限り数値目標を含めることとし、分かりやすく把握しやすい指標を用いるなど、点検・評価・改善を行いやすい手法とすること。

(6) 本計画素案の作成及び個別計画で必要となる内容の整理

すべての検討結果等をもとに、本計画素案を作成すること。また、必要に応じて本計画素案に含まれないが個別で必要となる具体的な施策等の内容について、本計画とは別に内容を整理する。

(7) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント実施に際して、市HPや広報等で公表するための資料を作成すること。また、提出された市民意見の整理、分析及び回答案を作成すること。

(8) 会議等の開催支援

本計画の内容を審議するため開催する千曲市環境審議会及びその他必要に応じて本計画策定に係る会議等への提出資料を作成し会議に出席すること。また、必要に応じて説明を行うこと。（会議回数は3回を想定し、オンライン出席を可とする）

(9) 打合せ・協議

業務全体の進行管理、情報整理・確認等のため適宜打合せ・協議を行う。基本的にはオンライン開催とするが、必要に応じ対面実施とする。また、打合せ・協議に必要な資料は受注者が作成するとともに、協議後に打合せ記録を作成し、発注者に提出すること。

6. 成果品

成果品は次のとおりとする。なお、成果物は印刷物での納品の他、電子データで納入すること。データは直接印刷が可能な解像度で完成原稿の形(PDF)及び編集可能な形式で、DVD等の保存媒体で納入すること。

(1) 本計画本編（電子媒体） 1式

- (4) 本計画概要版（電子媒体） 1式
- (5) その他の作成した資料、報告書、打合せ記録 2部
- (6) 上記の電子データを収めた電子媒体（DVD等） 2枚

7. 作業スケジュール

作業スケジュールの詳細は下図を踏まえ、受注者が作成し、発注者と協議の上決定するものとする。また、受注者はスケジュールの進捗管理を行い、随時進捗状況を報告するものとする。

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎調査												
計画骨子作成												
計画案作成												
計画推進体制検討												
パブコメ												
計画及び概要版作成												
会議支援												
成果品												

8. 留意事項

(1) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、情報の漏洩、滅失、損傷を防止するために必要な措置を講じ、適切に管理しなければならない。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏洩することと資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、委託事業終了後も同様とする。

(3) 著作権等

成果品の所有権、著作権、利用権は発注者に帰属するものとする。また、受注者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(4) 成果品に係る留意事項

本業務成果品については、不完全又は曖昧な表現の記述をしないよう留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、発注者は本業務の報告書等の成果品の一部又は全部を市ホームページに掲載することができるものとする。

(5) 疑義の解消

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点又は疑義が生じた場合、又はこれに係る変更を行う場合には、必ず発注者と協議し承認を得ること。

9. その他事項

この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受注者がその都度協議の上、決定する。